

令和二年 第一回臨時会

市長説明要旨

南アルプス市

本日ここに、令和二年第一回臨時会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、市民の皆さまには、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、日常生活において様々な制約や、外出自粛によるご負担が増している中、良識ある行動に徹していただいておりますことに、心より深く感謝申し上げます。

更に、マスクや消毒液など、この緊急事態のもと、入手が困難な状況にもかかわらず、多くの方々から心温まるご寄贈を賜り、大変心強い限りであり、重ねて深く御礼申し上げます。

また、医療関係の皆さま方には、自らの感染という、大変なリスクを負いながら、最前線で献身的にご尽力いただいておりますことに、衷心より感謝と敬意の念を表させていただきます。

新型コロナウイルスの感染は、東京都や大阪府など、都市

部を中心に全国に拡大しており、国民生活に甚大な影響を及ぼす異常な緊急事態となっております。

このような状況のもと、国は、緊急事態宣言の対象を全国に拡大し、五月三十一日まで期限を延長し、不要不急の外出に加え、帰省や旅行を含め、県境をまたぐ移動を極力控えるよう強く要請しております。

昨日、国は、新規感染者の推移、医療供給体制の状況などから、専門家会議等の意見を踏まえ、山梨県を含む三十九県につきましては、緊急事態宣言を解除しております。

山梨県では、引き続き、緊急を伴う場合を除き、緊急事態宣言の出ている都道府県への移動を控え、密集、密接、密閉の「三密状態」を避けるとともに、一部の事業者に対する休業への協力要請をしており、徹底した感染防止対策を継続することが、重要であると警鐘を鳴らしております。

市におきましては、二月に「新型コロナウイルス対策会議」を設置し、三月には、市内最初の感染者発生と同時に「新型コロナウイルス対策本部」を立ち上げ、以来、感染状況を注視する中、ホームページや広報紙、防災無線や新聞折込等に

より、市民の皆さまに向けた注意喚起を徹底するとともに、関係部局へ、具体的な感染予防対策を指示してまいりました。

市内小中学校につきましては、児童生徒等の感染リスクを最大限回避し、命と健康を守るため、三月三日から臨時休業を実施する中、県内の感染者の現況を踏まえ、対策本部会議におきまして、臨時休業期間を五月二十四日まで延長することを、決定したところであります。

加えて、これまで市が主催するイベント、会議などは、延期または中止とし、公共施設及び指定管理施設を休館とする措置を講じてまいりました。

また、庁内での感染対策としまして、手洗いの励行、マスクの着用、消毒液の設置、市民窓口周辺の消毒、飛沫感染予防アクリル板の設置、さらには、分散勤務を実施するなど、感染防止を徹底しているところであります。

市内におきましては、四月十六日以降、新たな感染者は確認されておりません。しかしながら、全国では感染経路が特定できない感染者が多発している状況にあり、引き続き危機感と緊張感をもって対応していく必要があると強く認識し

ております。

新型コロナウイルスの感染拡大は、経済にも甚大な影響を及ぼしており、企業業績や個人消費が日々深刻化し、経済の長期低迷が現実視される、まさに危機的な状況に直面しております。

市内の事業者につきましても、幅広い業種において、景況が悪化しており、特に、飲食業や観光業の方々からは、売上げが減少し、資金繰りが逼迫する中で、事業を継続するための悲鳴に近い切実な訴えを、数多く受けております。

このような状況を踏まえ、国の緊急経済対策に加え、市が独自に取り組む支援策につきまして、本臨時会に上程いたしました。切迫した経営状況にある市内中小規模事業者の支援や、お子さまを持つ子育て世帯等の経済的負担の軽減を図り、市民生活を守るための対策を、議会の議決をいただき、早急に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

これより、市独自の「新型コロナウイルス感染症対策支援」につきましたて、ご説明申し上げます。

はじめに、事業者に向けた支援であります「事業者持続化給付金給付事業」についてであります。

本事業は、感染症の拡大に伴い、特に大きな影響を受けております市内の中小規模事業者を対象に、事業の継続を強く下支えするための、市独自の支援策としまして、事業全般に広く使える給付金を給付させていただきます。

国の持続化給付金制度で、給付の決定を受けた法人及び個人事業者を対象に、国の給付額に、三十パーセントを上乗せし、法人は六十万円、個人事業主は三十万円、を上限として給付金を給付させていただきます。

次に、子育て世帯に向けた支援であります「臨時特別給付金支給事業」についてであります。

本事業は、感染症の影響により負担が増している子育て世帯の家計を支援するための事業であります。

児童手当受給者を対象に、市単独分としまして、児童一人当たり一万円を上乗せして支給させていただきます。

更に、児童扶養手当受給世帯には、世帯に一万円を追加して支給いたします。

また、四月から九月までの半年間、三歳未満児の保育料の無償化を第一子まで拡大し、公立、私立保育所の副食費の無償化、小中学校の給食費の無償化、放課後児童クラブ利用料の無償化を実施いたします。

その他、妊婦出産支援、医療機関等への支援など、市独自の支援策を併せて強力に進めてまいります。

次に、「特別定額給付金給付事業」についてであります。

本事業は、国の施策として、感染症拡大で影響を受けている家計を支援するために「国民一人当たり十万円」が一律給付される事業であります。

この給付に係る相談や手続支援のため、市では、五月一日から「臨時給付金支援窓口」を開設しており、この給付金が一日でも早く、市民の皆さまのお手元に届くよう円滑な給付

に鋭意努めてまいります。

新型コロナウイルスの感染は、依然として、その終息が見通せず、全く先が見えない不安な状況下にあります。

市民の皆さまの生命と健康を守り、一刻も早く安心・安全な日常生活が取り戻せるよう全力を尽くしてまいりますので、市民の皆さまには、冷静な行動の下に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

市民一丸となり、全員で力を合わせて、この難局を乗り越えていきたいと思います。

続きまして、本臨時会に提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は、条例の一部改正の専決処分につき承認を求めらる案三件、補正予算の専決処分につき承認を求めらる案一件、条例案三件、補正予算案一件、同意案二件、合わせて十件であります。

はじめに、承認第一号、「南アルプス市税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和二年三月三十一日公布されたことに伴い、南アルプス市税条例等の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和二年三月三十一日に専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第二号、「南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和二年三月三十一日公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和二年三月三十一日に専決処分したので、

議会に報告し、承認を求めます。

次に、承認第三号、「南アルプス市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応措置として、国が特例的に特別調整交付金による財政支援を創設したことに伴い、感染拡大の防止、及び国民健康保険加入者が、安心して仕事を休める環境を整備するための傷病手当金制度を設けるため、国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和二年四月二十一日に専決処分したので、議会に報告し、承認を求めます。

次に、承認第四号、「南アルプス市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応措置として、

傷病手当金の支給に要する経費について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、令和二年四月二十一日に専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第四十七号、「南アルプス市税条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症対策関連として、固定資産税に関する特例措置、軽自動車税の環境性能割の非課税措置、及び個人市民税に関する徴収猶予の特例に関する手続の内容追加により、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第四十八号、「南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市民の負担を軽減するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第四十九号、「南アルプス市介護保険条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少等が見込まれる被保険者の介護保険料を軽減するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、補正予算案について、ご説明申し上げます。

本臨時会に提出いたしました補正予算案は、南アルプス市一般会計予算案一件であります。

議案第五十号、「南アルプス市一般会計補正予算(第二号)」についてご説明申し上げます。

補正額を七十八億二百二十九万七千円とし、歳入歳出予算の総額を三百七十七億二千四百五十三万三千円といたすも

のであります。

歳出の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

先ず、国が実施する「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に係る事業であります。

家計への支援策として、市民一人当たり十萬円の給付を行う「特別定額給付金給付事業」に、七十一億八千五百四十九万二千元を計上いたしております。

また、子育て世帯への支援策として、児童手当受給者を対象に、児童一人当たり一萬円を支給する「臨時特別給付金支給事業」に、九千九百四十五万三千元を計上いたしております。

更に、国の補助制度を活用した、民間保育所等への支援や小中学校への感染症対策用品の購入、妊婦への配布用マスクの購入など、合わせて一千七百五十九万四千円を計上いたしております。

次に、市民生活への下支えに万全を期すため、市が独自に

取り組む支援事業についてであります。

先ず、中小規模事業者や個人事業者等への支援策として、国の持続化給付金の給付決定事業者に対し、市が上乗せして給付する「事業者持続化給付金給付事業」に、三億百三万六千円を計上いたしております。

次に、子育て世帯への支援策として、国の臨時特別給付金給付事業の対象児童に対する一万円の上乗せ支給に加え、児童扶養手当受給世帯に対しても一万円を支給する、「臨時特別給付金支給事業（市単）」に、一億百四十八万五千円を計上いたしております。

また、出産を控えた妊婦に対して一人一万円を支援する、「妊婦出産支援給付金事業」に、三百万円を計上いたしております。

更に、最前線で大変なリスクを負いながら、新型コロナウイルス感染症に向き合う市内医療機関等への感染防止対策強化支援として、三千五百万円を計上いたしております。

その他、認定こども園等における保育料、副食費の無償化

や感染症対策用品の購入など、感染症対策への経費としまして、合わせて五千九百二十三万七千円を計上いたしております。

以上、歳出予算の財源といたしましては、国庫支出金、繰入金を見込んでおります。

更に、歳入予算では、四月から九月までの半年間、市内の保育所における保育料や副食費、小中学校の給食費、及び放課後児童クラブの利用料、合わせて二億二千百六十四万三千円の無償化を実施し、子育て世帯に対する家計への負担軽減を図ってまいります。

次に、同意案第三号、「教育委員会委員の任命について」であります。

この案につきましては、津久井豊徳教育委員の任期が、本年五月二十八日をもって満了することに伴い、新たに山寺在わたなべまさよし住の渡邊正義氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び

運営に関する法律第四条第二項の規定により、議会の同意を
求めるものであります。

次に、同意案第四号、「固定資産評価員の選任について」
であります。

この案につきましては、櫻本竜哉さくらもんとたつや評価員より退任の申し
出があったため、新たに税務課長の米山一樹よねやまかずきを選任したいの
で、地方税法第四百四条第二項の規定により、議会の同意を
求めるものであります。

以上、提出案件についての説明を終わります。
なお詳細につきましては、担当部長より説明いたさせます。
何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い
申し上げます。

令和二年五月十五日

南アルプス市長 金丸一元